

貴州天主教史に關する一史料

矢澤利彦

支那近世天主教史の研究は、從來日支人からは殆ど等閑に付されて居たと言つて過言ではない。これは何故かと言ふに、その主な理由は、天主教に關する

史料が西洋側には夥しく存在するのに反し、支那側の史料は極めて貧弱であると考へられて居たためであると思ふ。併し近年支那・滿洲各地に於いて行はれた支那近世史料の公刊の結果、天主教關係の史料は勿論多いとは言へないが、少くはない事が明かとなり、こゝに支那側史料による西洋側史料の裏付けの可能性を生じたのである。即ち西洋側史料と支那側史料とをつき合はせて見れば、そこに何らかの新しい事實を究明出来るのであつて、この點に於い

ては支那側史料を入手乃至は解釋する際に困難のある西洋人や、西洋側史料をまとめて有しない支那人よりも、兩者を或程度まで適當に所有して居る我々日本人の方が研究するに有利な様にも考へられる。かゝる立場から私は日頃支那天主教史の研究を微力ながら志して居るのであるが、この小篇も實はその一つの試みに外ならないのである。

「東洋文庫」に所藏されて居る寫本の一つに「黔撫奏稿」と云ふ書がある。この書は慶保と云ふ人が貴州巡撫をして居た間の奏議を集めたもので、全六冊、載録された奏議は嘉慶十九年四月のものから同二十年四月のものにまで互つて居る。尚ほ慶保の奏議は「東洋文庫」には一通り揃つて居て、それを分類すれば左の如くなる。

一、福建按察使及び護理江蘇巡撫布政使任内のもの。五冊。嘉慶十一年十一月より同十五年二月に亙る。

二、黔撫奏稿。

三、粵撫奏稿。廣西巡撫任内のもの。二十冊。嘉慶二十年五月より同二十二年十月に互る。

四、湖廣總督任内のもの。十八冊。嘉慶二十二年十月より同嘉慶二十五年五月に互る。

五、雲貴總督任内のもの。卷九—十六。八冊。道光元年三月より同年六月に互る。

六、熱河都統任内のもの。六冊。道光二年十二月より同四年十二月に互る。

右によれば雲貴總督任内のものが前半だけ缺けて居ることが知れるが、後は大體全部揃つて居ると見てよい。然らば慶保と云ふ人は如何なる人かと云ふに、清代の主要な傳記集にはいづれにも掲載がないのではつきりしたことは分らない。唯「貴陽府志」卷三、大事記下に「慶保滿洲鑲黃旗人」とあることや、右に述べた彼の「奏稿」等によつてその大體を推すより外はない。即ち慶保は鑲黃旗に屬する滿洲人

で、嘉慶十一年頃福建按察使を勤め、次いで護理江蘇巡撫布政使となり、貴州巡撫・廣西巡撫を歴任し、嘉慶末には湖廣總督に陞り、道光に入るや雲貴總督に任ぜられ、續いて熱河都統を受けたものであることが知れる。彼が貴州巡撫を勤めた期間を調べるに、大清仁宗實錄^{卷三}嘉慶十九年正月癸未^{二十}の條には江蘇布政使慶保爲貴州巡撫。

とあり、又同實錄^{卷三}嘉慶二十年二月甲申^{二十}の條に調貴州巡撫慶保爲廣西巡撫。

と見えて居るので、これによつて彼が貴州巡撫を拜受した日、及び拜辭した日は明かになるのであるが、實際に任地に着いた日、又これを去つた日は共に少しく後であることは勿論である。

さて「黔撫奏稿」は前述した如く、彼がこの貴州に在任した間の奏議を収録したものであるが、この書の第三卷及び第五卷に、彼が嘉慶十九年に行つた天主教禁壓に關する次の如き奏議が載せられて居る。

奏爲訪獲積年轉傳西洋邪教、並輾轉傳徒惑衆人犯、審明分別定擬、恭摺奏聞事、竊照、近來地方有司漸成因循怠玩之習、以致奸徒無忌流入異端、屢次上勞慈廬、聖訓頻頒、實爲洞燭情弊、奴才在京時、復荷面諭、諄詳以整頓地方、嚴摯邪教爲黔省要務、奴才跪聆之下、夙夜警奮竭圖、矢此血誠、以盡職守、本年夏間抵黔後、先將尊君、親上、守法、奉公大義、剴切徧加曉示、嚴戒屬員、痛改積習、期收革面革心之效、惟檢查舊卷、見嘉慶十六年間前撫臣顏 任內辦過西洋邪教顧占鰲等案、內有逸犯張大鵬之名、至今未獲、當即密加察訪、始知該犯習教已有一十餘年、煽惑多人、稱爲老教頭、日久漏網、並聞現匿本境、踪跡詭秘、奴才當即指名飭拿、一面親派弁丁、分路躡緝、旋經貴筑縣知縣胡憲瑛、將張大鵬跟踪緝獲、奴才當即親提到案、督同司府各員、悉心研究、據供、先於嘉慶五年、從已結之胡世祿分得西洋教經本、後胡世祿被獲、未

將該犯供出、嘉慶十六年間、復與已故之曾老大並被獲已結之顧占鰲周正教等、設堂誦經、該犯爲其講解、又另自傳徒何開枝、陳才、羅鐘、羅老五、王應幅、孫四海、勾先明、劉潮貴、羅友、羅老四、韓潮相、唐輝祖、陳貴、錢槐、張得明、王順、趙祥、文章文、胡貴、薛老二、施馬豆、李正元、陳老大、劉開春、周起、聶盛茂、楊秀林、陳么妹、鄧三妹、張楊氏、王韓氏、王梅氏、趙張氏、周王氏、余康氏、李楊氏、王賴氏、孫洪氏、劉謝氏、顧王氏、廖楊氏、王朱氏、勾李氏、鄧鐘氏、及其妻張陳氏、其子張德旺、共四十六人、顧占鰲、周正教、張德旺、旋於嘉慶十六年被獲、該犯張大鵬即攜帶經本、逃往四川、因聞該省查拿嚴緊、上年十二月、仍回黔省安南縣地方潛匿、又傳徒孫玉發、林元貞、田亭玉、羅文亮、羅老么、朱老滿、吳中貴、張中彥、楊政貴九人、通共前後傳徒五十五人、此該犯張大鵬日久在逃、前後輾轉傳徒之原委也、又據貴筑縣續獲同時傳習

之勾先科。康老五二名，各有經本，勾先科係於嘉慶十六年間，向顧占鰲抄得，康老五得自祖父所留，莫知年代，該二犯均於本年六月中，因病習誦，勾先科傳徒王章・尹德富・韓潮桂・劉開覺・劉開位・余文學・王黃氏七人，康老五傳徒陳英・呂軻才・熊老大，並伊妻康熊氏四人，又據署平越直隸州張璋續獲馮添發並其子馮喬受二名訊，係十七年間在已獲審結之蕭漢發家偷得抄錄經本，亦於本年四月間，因病入教，父子習誦，奴才隨即吊起各經本，細加檢閱，張大鵬・康老五之經，均係刊刻小板，與勾先科(5)馮添發所抄字句相同，止係消災求福等語，尙無不法悖謬字樣，正在分飭勸拿餘犯確訊問，據張大鵬所傳之陳老大・劉開春・周起・聶盛茂・楊秀林・陳么妹・鄧三妹・張楊氏・王韓氏・王梅氏・趙張氏・周王氏・余康氏・李楊氏等十四名，同勾先科所傳之劉開位一名，先後自行投首，具結悔罪，現除張大鵬所傳之羅老么・施馬豆・李正元

三名在逃外，其餘聽從習教各從犯，俱經貴筑與義・安南等縣盡行拿獲，陸續解省，其孫玉發・田亭玉・林元貞・羅文亮・張中彥・楊政貴・朱老滿・吳中貴八名尙未解到，應俟訊明另行擬結，奴才以該犯張大鵬習教轉傳已閱十五年之久，雖據供出傳徒五十餘人，其數必不止此，即勾先科・康老五所傳，亦恐不止現在之數，且經本既係刊刻，則散布必廣，尤須窮究根源，因復再三嚴詰，加以刑訊，據張大鵬供稱，所傳之徒已將素來記憶者盡行招出，此外實因年久人衆，未有名冊，一時不能盡記姓名，不敢信口混指至從前，向胡世祿習教時，僅止數人，每人止給經一本，未言來歷，雖會見其攜帶甚多，但嘉慶五年間，胡世祿被獲問罪，彼時銷燬亦復不少，現在會否淨盡，不知詳細，勾先科・康老五亦堅供，所傳止此數人，經本亦無留剩，又提各餘犯隔別研鞫，供詞如一，均無另有不法別故，似無遁飾，伏查嘉慶十六年欽奉上諭，嗣後蕪民人等，

向西洋人轉爲傳習、並私立名號、煽惑及衆、爲首者定爲絞決、其傳教煽惑人數不多者、定爲絞候、僅止聽從不知悔改者、發黑龍江爲奴、又欽奉上諭、傳習天主教之人、例限外拏獲始行改悔者、仍照例治罪、其自行投首出教者、雖經逾限、概予免罪各等因、欽此、又部議、傳習天主教、被誘之人、能於一年限內改悔出教者、概予免罪、到官後始行改悔者、於遣罪上減一等、杖一百、徒三年、倘執迷不悟、卽照新例、改發新疆給厄魯特爲奴、各等語、此案張大鵬本係舊案漏網之犯、乃不知悔改、復敢轉傳至五十五人、尙有未能盡行供吐、且私稱教頭名號、實屬惑不畏法、應卽照例擬絞立決、勾先科、康老五各自起意轉傳、人數不多、亦無名號、應各科爲首之罪、均照例擬絞監候、何開枝、陳才、羅鐘、羅老五、王應幅、孫四海、勾先明、劉潮貴、羅友、羅老四、王賴氏、孫洪氏、劉謝氏、顧王氏、廖楊氏、張程氏、王章、尹德富、王黃氏、康熊氏等二十

犯、到案執迷不悟、應與父子另自習教不肯改悔之馮添發、馮喬受二犯、均照例發遣爲奴、王賴氏等雖係婦女不准收贖、韓潮相、唐耀祖、陳貴、錢槐、張得明、王順、趙祥、王章文、胡貴、薛老、二、王朱氏、勾李氏、鄧鐘氏、韓潮桂、劉開覺、余文學、陳英、呂輜才、熊老等十九名、均到官改悔出教、照例於遣罪上減一等、杖一百、徒三年、王朱氏、勾李氏、鄧鐘氏應准收贖、陳老大、劉開春、周起、聶盛茂、楊秀林、陳乙妹、鄧三妹、張楊氏、王韓氏、王梅氏、趙張氏、周王氏、余康氏、李楊氏、劉開位等十五名、先經自行投首、應予免罪、已獲未解之孫玉發等八名、訊明另結、逸犯羅老五等三名、飭緝務獲、所有起出刊刻經本同全案供招另行咨部、分別查核銷燬、張大鵬曾經逃往四川、有無另行轉傳、據供不能記憶、已飛咨四川督臣、密加訪察、期無縱漏、奴才伏思、黔省雖邊隅荒遠之區、疊經諄切勸戒、並此次嚴行查辦、體察情形、似已共知儆懼、

但山深箐密、地僻民貧、不特土着、民苗秀良不一、兼恐江廣漢奸私來煽誘、且巨逆餘黨祝現等久未就獲、安知不因搜捕嚴緊、遁入邊境、圖延殘喘、奴才已節次札飭地方文武、凡有口音不符、形跡可疑之人、加意盤詰察訪、并責成各鄉地保、如有習教爲匪、及外來奸徒、伊等聞見較近、立即密行稟報、果能被獲、奴才立加重賞、並每月取具甘結、若通同隱匿、卽與犯人同罪、官吏失察、一併嚴參、其水陸要隘、奴才隨時親派弁丁分投訪緝、惟有竭力督率屬員、克己急公、盡心勸導百姓、循分安良、以期仰副聖主正本清源之至意、所有奴才審擬西洋邪教、及辦理緣由、理合恭摺具奏、伏乞皇上睿鑒、勅部核覆施行、謹奏、嘉慶十九年十月十三日拜發、十二月二十六日奉到、硃批、刑部速議具奏、欽此、又餘黨祝現等久未就獲、安知不因搜捕嚴緊、遁入邊境句旁奉硃批、甚是、欽此。

奏片（甲）

貴州天主教史に關する一史料

再、此案張大鵬在逃多年輾轉傳徒、勾先科等亦均私相轉傳、各地方官應有失察之咎、惟該犯等現供傳徒之數、業經各該縣全行擊獲五十餘人、僅止三名在逃、可否仰懇聖恩、暫免交部議處、奴才仍嚴行督飭、加意訪察餘犯、務期地方肅清、以觀後效、如稍有怠玩、卽當隨時參奏、以示懲儆斷不敢稍存寬縱、謹附片具奏、伏乞睿鑒、謹奏、十二月二十六日奉、硃批、暫免議處、嚴拿逸犯、欽此。

奏片（乙）

再、奴才於上年十月中、拿獲西洋教首張大鵬等、審明辦理一案、將各屬失察職名、附片奏、懇聖恩、奉到、硃批、暫免議處、嚴拿逸犯、欽此、查教首張大鵬供出、先後在黔傳徒五十五人、除當時緝獲並聞擊投首共五十二人、業經分別辦理外、尙有逸犯羅老么、施馬豆、李正元三名未獲、茲羅老么、李正元二名亦已悔罪投到、僅有施馬豆一名在逃、又據安南等縣續行訪獲羅文正、田潮富、張得貴、蕭友、

田亭棟・楊老二・熊朝綱等七名註、係曾經聽從張大鵬傳習邪教、口授經語、並無經本、奴才現亦分別定擬、咨部議結、黔省雖地僻民愚、從前多有煽惑、今屢次嚴加懲創、並經奴才節次剴切曉諭、示以利害、體察情形、似已共知儆悔、恐尙有執迷不

悟、及外來奸匪希圖混迹、奴才惟有隨時隨地密訪嚴查、以期格秀安良、咸臻淳樸、所有續獲邪匪分別辦理緣由、理合附片奏聞、伏乞聖鑒、謹奏、二十一年正月十七日拜發、硃批、覽。

右の史料は餘り多しとは言へない支那側天主教關係文獻の中でも、原書が寫本であるだけにかなり貴重なものではないかと思はれる。從來公刊された漢籍には管見の及ぶ限りではいづれにも載録されて居ない。而してこの史料の最初の部分は「黔撫奏稿」の表題に「奏獲西洋教張大鵬等審擬辦理摺」と見えて居るものであつて、(以後略して「摺」とする)これは奏片(甲)と共に京師に送られたのであり、「黔

撫奏稿」卷三に收められて居る。次に奏片(乙)としたものは同書の卷五に載録され、これは前摺提出の際に人名は分つて居たが逮捕されては居なかつた者、及び新しく自首來官したものについて報じて居るのである。

さてこれらの支那側史料を解釋する際には、必ず西洋側の文獻を參照すべきであるが、然らば西洋側には貴州天主教史に關するいかなる文獻があるかと言ふに、なんとやつてもその最も肝要なものは、外方傳道會(Société des Missions-Etrangères)の諸僧が支那より歐洲に送つた報告・通信の類を集めた「外方傳道會文書」(Archives des Missions-Etrangères)に外ならないであらう。併しこれは巴里の同會本部に藏されて居て公刊されて居るものではないから、もとより吾々が窺見し得るものではない。吾々が見得る直接史料として最も價值のあるのは「外方傳道會文書」の中から主要なものを選択し、かの著名なる「耶

蘇會士書簡集」(Lettres édifiantes et curieuses...)の
後を襲はしめたと思はれる Nouvelle Lettres édi-
fiantes et curieuses...であらうが、これはその載録し

た通信の数が比較的乏しく、當面の問題を研究す
るに當つて餘り役に立たない。併し吾々は幸ひにし
て直接史料ではなく編纂物ではあるが、その外方傳
道會員としての立場から、歴大な量に上る同會所藏
の古文書を自由に驅使して作られた、貴州天主教史
に關する Adrien Launay 氏の專著「貴州傳教史」

(Histoire des missions de Chine-Mission du Kouy-
Tcheou)三卷を有して居る。これは驚くべく緻密な
編著であつて、貴州天主教關係のことは殆ど細大洩
らさず一言ひてよみ程克明に記してあり、貴州傳道
の詳細はこの一書に盡くと言つても過言ではな

ら。その他には「可尊神僕三十五人傳」(Les trente-
cinq Vénérables serviteurs de Dieu)一卷の序と著
書があり、三十五神僕の中には張大鵬を初め三・四の

貴州關係の人々の傳記が述べられて居るので同書も
貴州天主教史を研究する際には是非參考にする必要
があるのである。⁽²⁾

所がこの Launay 氏の著書によれば、上掲の慶保
の「摺」と同種の漢文諸記録の拉典語譯が「外方傳
道會文書」の第五百四十九卷に現存されて居ると云
ふのである。⁽³⁾この諸記録は一八五〇年に貴州の宣教
師 Parny が得たもので、それは次の様なものから成
立つて居るとのことである。

- A) La déclaration du grand trésorier faisant
aussi fonction de grand juge, constatant que
l'arrestation du Tehang Ta-pong et de plusieurs
autres chrétiens a eu lieu par ordre de Lou
Si-tche, préfet de K'ouy-yang, et Hou Te-yn,
sous-préfet de la même ville, agissant au nom
du gouverneur de la province.

- B) La déposition de J. Tehang Ta-pong, qui

donna un résumé de sa vie, de sa conversion au catholicisme, de ses prédications avec le nom d'un certain nombre de païens instruits par lui, de ses diverses fuites et de sons séjour à Yang-ma-niao.

C) Décrets impériaux portés en 1811 ordonnant de saisir les chrétiens.

D) La tenour du jugement rendu contre lui et contre les chrétiens qui demeurèrent fidèles à leur foi.

E) L'ordre de livération des apostats.

F) Enfin du texte de la condamnation à mort du confesseur de la foi.

而して右 Panny 氏が得たとされて居る諸記録の要素を慶保の「摺」のそれと比較すると、慶保の「摺」なるものも、

A 張大鵬逮捕に至るまでの経過。

B 張大鵬の供出概要。

C 嘉慶十六年（西曆一八一一年）の天主教徒所刑に關する上諭。

D 張大鵬及び其他天主教徒に對する所刑案。

E 悔悟出教者に對する免罪案。

F 爾後の處置に關する意見。

等に分つことが出来るのであるから、兩者は無論同一のものではないが、その内容に於ては殆ど等しいものと言つてよいと思はれる。勿論 Panny 氏の得たと言ふものはこれに關する一件書類であるから、それらのものを適當にまとめた慶保の「摺」よりは詳しく處もあらうし、又現に最後の張大鵬に對する斷罪處刑の部分は「摺」にはないものである。併しはつきり言へないにしても兩者の内容がさして異なるものであることは充分に推測せられるし、片や漢文、片や拉典文とは言ふものゝ、その文句も殆ど同一であらうことは Lannay 氏の著書中に引用され

た文字によつて明かである。

かく見來れば慶保の「摺」は既にこれと類似の史料の拉典語譯のあることが知られて居り、Lammy氏等も盛んにこれを引用して居るのであるから、本史料をこゝに紹介することはさして必要なことではないやうにも思はれるが、兩史料の内容は全く同一であると云ふのではなく、又前者は漢文史料であると云ふ點に於いて興味がある上に、Penny氏の得たものの中には「奏稿」に掲げられて居る二つの奏片に當るものがないやうであるから、こゝに新しくこの史料を紹介するのも必ずしも無駄ではないと考へるのである。

次に前掲史料の内容に對して簡単な説明を加へ度いと思ふが、その前に何故嘉慶十九年に貴州省に天主教迫害が生じたかを明かにして置き度い。もとよりこれを述べるとは貴州省天主教史乃至は支那天主教史全體を通觀する必要があるが、その一切

は他日の機會に譲り、こゝでは唯直接の原因となつたものゝみに觸れることとする。(貴州天主教史の極く粗筋は註(2)及び註(5)に記した。參照され度5)

上掲の慶保の「摺」には嘉慶十六年度の天主教迫害について次の如く傳へて居る。

惟檢査舊卷、見嘉慶十六年間、前撫臣顏任內辦過西洋邪教顧占熬等案、內有逸犯張大鵬之名。

顧占熬・周正敖・張德旺、旋於嘉慶十六年被獲、該犯張大鵬即攜帶經本逃往四川。

この嘉慶十六年度の天主教迫害に關しては慶保の右の記録が支那側のものとしては唯一のものであつて、その點かなり貴重であると言はねばならない。尤も西洋側にはこれに關する可なり詳細な傳へがあり、それによれば、同年の十月或は十一月(西曆)の某日、十四名の天主教徒が聖堂に會集して居る處へ、突如弁丁の一隊が押掛け、十二名の教徒は終に彼等

のために逮捕されるに至つたが、張大鵬と曾老大的兩名のみは危く逃れて他境に走つた。逮捕された十二名の信者は役人達の前に引出され、地上に置いた十字架を踏んで改宗の誠意を示すことを強要された。十名の者はこの要求に従つて踏架改宗したが、顧占熬と廖某(Liao Tsin-ki)の二人はあくまでも背教を肯んぜず、かくて顧占熬は死刑、廖は滿洲への徒刑を宣告された。併し顧の死刑は實施せられず、其後三十年間獄中にあつたとされ、他の悔悟離教した者達は夫々省内の各地方に徙され、張大鵬の息張徳旺もこの刑を與へられたが、翌年病死したと見えて居る。これらの十二名の罪人の中「摺」に名の現はれて居るものは顧占熬・周正教及び張徳旺の三名に過ぎないが、これは顧占熬と周正教は洩網逃亡の大犯たる張大鵬の共働者であつたと云ふこと、張徳旺は大鵬の息であつたと云ふ特殊の關係から記録された譯であらう。

さて嘉慶十六年と云ふ年は別稿「嘉慶十六年の天主教禁壓」に述べるが如く、支那全土に天主教斷壓の嵐が吹きまくつた年であつて、貴州省に於ける該教の迫害の如きも實にその影響に外ならないのである。而して貴州省に於ける天主教流行のことは嘉慶帝の聽聞する所となつたと見え、嘉慶十七年正月貴州巡撫顏檢が福字を頒賞せられたるを奏謝した處、帝は彼に次のやうな旨を賜つたと云ふことが大清仁宗實錄の同年正月癸卯^{二十}の條に見えて居る。

貴州民情、不似從前淳朴、有習西洋教者、有販賣人口者、汝不加嚴究、又似先時懦弱情形矣、若再犯國法、朕斷不輕怒、慎之勉之。

この顏檢は先に掲げた「摺」の中で、慶保が「前撫臣顏」と言つて居る人であるが、彼の傳記は「國朝著獻類微初編」^{卷一}・「清史列傳」^{卷三}・「續碑傳集」^{卷二}等に見えて居る。これらによれば彼が貴州巡撫を授けられたのは嘉慶十六年六月であり、任を去つたのは同

十七年八月であつた。よつて見るに彼は任地につくや間もなく天主教の禁壓に着手したものと知るべきであらう。併し貴州省に天主教が流行して居ると云ふ噂は尙ほ續いて京師にまで喧傳された。仁宗實錄嘉慶十七年二月癸亥^{二十}の條に

諭軍機大臣等、據給事中何學林奏、風聞貴州傳習天主教、各鄉聚集數十人及百餘人不等、省城之北門外尤甚、又思州府等處有成羣拐匪、各據巢穴、誘拐婦女至數十人、即販往湖南江西發賣、地方官俱不行查辦等語、黔省地處遠僻、易容究隱、地方官當隨時防範、如意偵緝以杜奸萌、茲該給事中所稱天主教及拐販兩種匪徒、聚積漸多、如思州平越等處、距省尙遠、或係府縣官隱匿不報、至省城北門外傳習天主教者實繁有徒、該撫駐劄省垣、豈竟毫無聞見、乃漫不留心所司何事、顏檢係會獲重咎之人、經朕棄瑕錄用、仍畀以封疆重任、倍當激發天良、力圖報効、今該省有此奸匪、伊未能早行查

辦、已有失察之咎、著該撫即督率所屬、將省城關外各處傳習天主教匪徒、及思州等處拐匪、分飭嚴密查拏、將首惡按律嚴懲、俾隨從者咸知改悔、革面革心、漸淨根株、以靖地方、而除積患、若因循姑息、釀成大案、其咎更重於失察書吏侵蝕糧糴矣、思之慎之、將此諭令知之。²³

とあるのがそれを示す記事である。右文に「風聞貴州傳習天主教、各鄉聚集數十人及百餘人不等、…地方官俱不行查辦」とあり、又「至省城北門外傳習天主教者實繁有徒、該撫駐劄省垣、豈竟毫無聞見」とあるのは、嘉慶十六年に貴陽で天主教禁壓が行はれたと云ふことを傳へる所の Lannay 氏及び慶保の「摺」の記事とは合はないけれども、これは恐らくその事件について顔檢が上奏を怠つたためであらうと思はれる。それにしても史料に見えて居る限りに於いて二度も續いて皇帝より天主教徒の查拏を諭される程貴州に於ける天主教流行の風聞は高いものであつたこ

とが知れる。併しかくの如く度々皇帝より嚴査を命ぜられた顔檢は恐らく銳意事に當つたと思はれるが、これについては何等據るべき記録を見出し得ず、又彼に次いで貴州巡撫となつた景敏、續いて許兆椿兩人の任内に於いていかなる偵査が行はれたかも又分明ではない。かくて我々は許兆椿に次いで貴州巡撫となつた慶保が、斷乎として天主教徒の緝獲に着手し、終に張大鵬を始めとして多數の教徒を一網の下に逮捕したと云ふ事實を、彼の「摺」及び西洋側の史料によつて始めて詳細に知り得るのである。思ふに慶保は前掲の「摺」に

奴才在京時、復荷面諭、諄諄以整頓地方、嚴拏邪教爲黔省要務、奴才跪聆之下、夙夜警奮竭圖、矢此血誠、以盡職守。

とある如く、貴州へ赴任するに先立つて皇帝に拜謁し、地方の整頓と邪教徒の拏獲に盡心すべしと云ふ旨諭を受けたのであるから、彼が着任後特にこの點

に心を致したのは當然で、嘉慶十九年度の貴州省に於ける天主教迫害は、直接には同省天主教抑壓に對する再三に亙る嘉慶帝の鞭勵の結果として生じたものであることは疑ひを容れぬ。前條の續きに

本年夏間抵黔後、先將尊君・親上・守法・奉公大義、剴切徧加曉示、嚴戒屬員、痛改積習、期革面・革心之効、惟檢査舊卷、見嘉慶十六年間前撫臣顏任內辨過西洋邪教顧占熬等案、內有逸犯張大鵬之名、至今未獲、當卽密加察訪。

とあるのは慶保が帝の諭旨を奉じて天主教徒の查拿に傾心した經過を傳へるものであるが、彼がいかなる態度を以て邪教徒の逮捕に當つたかを傳へて面白う。

さて慶保の「奏稿」中に見える教徒で十九年度の迫害と關係のあるものゝ名を傳習系統別にして掲げると左の如くである（括弧中の羅馬字名は Lannay 氏の著書に現はれて居るもので、それを私が「奏稿」

中の漢字名に比定したのである。其他年齢縁故關係等は皆同氏の記する所に據る。

A 張大鵬の傳徒

(1) 貴陽府に於ける傳徒。四十六名。

何開枝 (Ho Kai-tche 三十二歲) 陳才 (Tchen Tsai 五十二歲) 羅鐘 (Lo Tchung 四十六歲) 羅老五 (Lo Lao-ou) 王應幅 (Ouangs Yn-fou 四十七歲) 孫四海 (Sen Sei-hai 四十五歲) 勾先明 劉潮貴 (Liesou Tchao-koui 六十三歲) 羅友 (Lo Yeou 四十歲) 羅老四 (Lo Lao-se 羅老五の兄) 韓潮相 (Han Tchao-tiang 六十一歲) 唐耀祖 (Tan Yao-tsou 四十歲) 陳貴 (Tchen Koue 五十四歲) 錢槐 (Tchien Houai 五十三歲) 張得明 (Tchang Te-mien 四十三歲) 王順 (Ouans Chuen 二十七歲) 張祥 王章文 (Ouangs Tchangs-ouen 六十八歲) 胡貴 (Hou Koui 三十二歲) 薛老一 (Sic Lao-eul

貴州天主教史に關する一史料

六十五歲) 施馬豆 李正元 陳老大 劉開春 (Liesou Kai-tchouen) 周起 (Tchouou Ki) 聶盛茂 (Ye Chen-meou) 楊秀林 (Yang Li-lin) 陳公妹 (Tchen Yao-mei) 鄧三妹 (Ten San-mei) 張楊氏 (Tchang Yang-che) 王韓氏 (Ouangs Han-che) 王梅氏 (Ouangs Mei-che) 趙張氏 (Tchao Tchangs-che) 周王氏 (Tchouou Wang-che) 余康氏 (Yu Kang-che) 李楊氏 (Li Yang-che) 王賴氏 (Ouangs Lai-che 四十歲) 王應富の妻 孫洪氏 (Sen Hong-che 四十一歲) 孫四海の妻 劉謝氏 (Liesou Sie-che 五十六歲) 劉潮貴の妻 顧王氏 (Kou Ouangs-che 二十六歲) 顧占鰲の妻 廖楊氏 (Liao Ouangs-che) 六十八歲) 王朱氏 (Ouangs Tchouou-che 四十八歲) 勾李氏 (Keon Li-che 四十三歲) 鄧鐘氏 (Ten Tchongs-che 六十二歲) 張陳氏 (Tchang Tchen-che 張大鵬の妻) 張德旺

第二六卷 二七三

(Tchang Te-ouang)

(2) 安南縣に於ける傳徒。九名。

孫玉發 林元貞 田亭玉 羅文亮 羅老么 朱

老滿 吳中貴 張中彥 楊政貴

(3) 安南等縣續獲の傳徒。七名。

羅文正 田潮富 張得貴 蕭友 田亭棟 楊老

二 熊朝綱

B 勾先科の傳徒。七名。

王章 (Ouang Tchang 三十二歲) 尹德富 (Yun

Te-fou 四十七歲) 韓潮桂 (Han Tchaou-kouï 四

十九歲) 劉開覺 (Lieuou Kai-kiou 三十歲) 劉

開位 (Lieuou Kai-oui) 余文學 (Yu Huen-mo

二十歲) 王黃氏 (Ouang Hoang-che 六十五歲)

C 康老五の傳徒。四名。

陳英 (Tchen-yn 五十八歲) 呂輜才 (Loui

Kouo-tsei 五十五歲) 熊老大 康熊氏 (Kang

Hiong-che 五十一歲)

D 平越直隸州の習教者二名。

馮添發 (Fong Tien-fa) 馮喬受 (Fong Kiao-

cheou)

右に類別した所によつて知られる如く、これらの
教徒は大體に於いて四つの系統に分けることが出来
るのであるが、Aの張大鵬は註(5)に述べたやう
に胡世祿の弟子であり、一方Bの勾先科については
「摺」に「勾先科係於嘉慶十六年間、向顧占鰲抄得」と
あり、彼が經本を抄得したと云ふ顧占鰲は張大鵬と
同じく胡世祿の弟子であるから、結局張大鵬の一派
と勾先科の一派とは同系統に屬するものと言ふこと
が出来ゝ。康老五については唯「經本得自祖父所留、
莫知年代」と見えるだけである外、Launay氏の著
書にも別に詳しい記述がないためその系統を明かに
することは出来ないが、いづれにしても祖父の時代
から自家に經本があつたと云ふのであるから、その
由來には甚だ古きものがあるのであらう。Dの馮添

發については「係十七年間在已獲審結之蕭漢發家偷得抄錄經本、亦於本年四月間、因病入教、父子習誦」とあり、文中の蕭漢發と云ふものがいかなる系統の傳徒であるかは不明であるが、馮添發はこの男から教へを受けた譯ではなく、唯蕭の家で偷かに抄録した經本を頼りに自ら入教したと云ふのである。Lanmay氏はこれについて次の如く傳へて居る。

私(馮添發)は好奇心を以て經本をひらいたが、それが消災求福に有益なることを知つてひそかに我家に持ち歸つた。爾後仕事に追はれて本年四月まで讀經の機會がなかつた。その頃私は冷えから來た病に陥つたので早速祈禱を唱ふべく經本を手にとつた。讀經の結果私の病氣は全快した。

この一旦好奇心から手に入れた經本を暫くそのまゝにして置いて、後病に陥るに及んで再び手にとつたと云ふ行き方には、「苦しい時の神頼み」と云ふ點を

見逃すことは出来ない。やはり當時の支那人が天主教に歸依した主な動機は求福消災と云ふことであつたのであらう。康老五と勾先科とに關しても「摺」は「均於本年六月中因病習誦」と述べて居る。

而してこれらの教徒の中で捕縛されたもの及び自首して出たものは「摺」によれば次の如く分別定擬されたと云ふのである。

a 絞立決 張大鵬。

b 絞監候 勾先科・康老五。

c 發遣爲奴 二十二名。何開枝・陳才・羅鐘・羅老五・

王應幅・孫四海・勾先明・劉潮貴・羅友・羅老四・王頼

氏・孫洪氏・劉謝氏・顧王氏・廖楊氏・張程氏・王章

尹德富・王黃氏・康熊氏・馮添發・馮喬受。

d 杖一百徒三年 十九名。韓潮相・唐耀祖・陳貴・錢

槐・張得明・王順・趙詳・王章文・胡貴・薛老二・王朱

氏・勾李氏・鄧鐘氏・韓潮桂・劉開覺・余文學・陳英

呂綱才・熊老大。

。免罪 十五名。陳老大・劉開春・周起・聶盛茂・楊秀林・陳丕妹・鄧三妹・張楊氏・王韓氏・王梅氏・趙張氏・周王氏・余康氏・李楊氏・劉開位。

この刑案の據るところとなつた嘉慶十六年の上諭及び部議について、「摺」には

(A) 嗣後薜民人等、向西洋人轉爲傳習、並私立名號、煽惑及衆、爲首者定爲絞決、其傳教煽惑人數不多者、定爲絞候、僅止聽從不知後改者、發黑龍江爲奴。

(B) 傳習天主教之人、例限外拏獲始行改悔者、仍照例治罪、其自行投首出教者、雖經逾限、概予免罪。

(C) 傳習天主教被誘之人、能於一年限內改悔出教者、概予免罪、到官後始行改悔者、於遣罪上減一等、杖一百、徒三年、倘執迷不悟、卽照新例、改發新疆、給厄魯特爲奴。

と見えて居るが、これに相當する記事を他の文獻中から求めると、「仁宗實錄」の嘉慶十六年五月丙午^{二十}九日

の條に、仁宗の上諭として

嗣後西洋人有私自刊刻經卷、倡立講會、盡惑多人、及旗民人等、向西洋人轉爲傳習、並私立名號、

煽惑及衆、確有實據爲首者、竟當定爲絞決、其傳教煽惑而人數不多、亦無名號者、著定爲絞候、其僅止聽從入教、不知後改者、發往黑龍江、給索倫、達呼爾爲奴、旗人銷去旗檔。⁽¹⁰⁾

とあるのは右の(A)に當るものであるが、實錄の方が大部詳しく、又「摺」では新疆に發して奴となすところがあるが、實錄では黑龍江に發して奴となすとされて居る。更に「仁宗實錄」嘉慶十八年五月壬午^{十六}の條に左の如き仁宗の上諭が掲げられて居るが、

馬慧裕等奏、沿習天主教、限外改悔呈首可否邀免治罪一摺、據稱湖北京山縣民劉義等九名、呈明、伊等自祖父相沿習天主教、今因編查保甲傳誦示諭、俱投案自首、具結改悔、但在一年限外、該犯等

係遠郷農民、未能早知例禁、致逾定限、其自行投

首畏法輸誠、較事發到官改悔者、似更真切、可否

免其治罪等語、此案劉義等畏法自首雖在一年限

外、然較之拏獲到官始行改悔者、情節不同、刑部

原定傳習天主教治罪條例、內載能於一年限內改

悔出教者免罪、已過定限到官後始行悔悟者、減爲

杖徒、並未將自首與被獲之處、顯示區別、例文本

屬含混、所有此次投首之劉義等九人、均著施恩免

罪、嗣後傳習天主教之人、於例限外拏獲後始行改

悔者、仍當照例治罪、其有自行投首者、雖經逾限、

概予免罪、著刑部再將例文分析詳明、通行各省一

體遵照辦理。^五

この中の横に點を施した部分が（B）に當るものである。この上諭は同例が出来るに至つた過程を示すものであつて、その點興味がある。（C）にあたるも

のは「清代外交史料」嘉慶朝三に掲げられて居る「管理刑部事務董誥等奏、酌議御史甘家斌所奏之西洋人

傳教治罪專條摺¹²」と云ふ長文の摺中に、

能於一年限內、翻然改悔、情願出教者、概予免罪、

如已過定限、尙未出教、到官後始行悔悟者、於違

罪上、減一等、杖一百、徒三年、倘始終執迷不悟、

卽照新例發遣。

と見えて居るものがそれであらう。「摺」によれば（C）は部議であると云ふことであるが、董誥の摺には「臣部^{刑部}移咨吏部、會同兵部核議具奏」と記されて居るから、慶保の「摺」に部議とされて居るものが、董誥の摺中に述べられて居るものを指すことは明らかである。

右に掲げた諸文献によつて分るやうに、嘉慶十六年及びそれ以後の上諭や部議によつて定められた天主教徒に對する刑罰には、次の如き種類があつたのである。

（イ）旗人・民人にして西洋人より天主教を傳へ、勝手に名號（教首とか教頭とかいつたやうな名）を

稱へ、多數の人衆に教へを及ぼした者は絞立決。

(ロ) 名號を有せず、又自己の信者を多數有しない者は絞監候。

(ハ) 唯天主教に歸依したゞけであるが、被獲後悔悟出教せざる者は黒龍江地方に送り、索倫・達呼爾に與へて、その奴隸となす。

(ニ) 一年間中に翻然悔悟し、自首離教するものは免罪。

(ホ) 定限を過ぎ、被獲の後始めて悔悟するものは、實際は黒龍江に派すべき所なるも、特に罪一等を減じて杖一百、徒三年。

(ヘ) 悔悟自首出教する者は、たとへそれが定限を過ぎて居た場合でも免罪¹³⁾。

而して問題の張大鵬は(イ)に、勾先科・康老五は(ロ)に、何開枝以下二十二名は(ハ)に、韓潮相以下十九名は(ホ)に、陳老大以下十五名は(ヘ)に夫々分別定擬されたと云ふのである。

右刑案は支那天主教史上から見てかなり注意すべき事實を傳へるものと思はれる。從來日本人で支那の天主教を語る人は概して支那人天主教徒の信仰程度について疑問を懷き、彼等の信仰は日本の切支丹などに比して甚だ皮相的なものであるとの見方を採り、甚しきはキリスト教に對して採つた日支兩國國民の態度を以て、一は熱狂的、他は便宜的であるとなし、かくてこれを以て風土に基づく日支兩國國民性の相違を物語る一例であるとなす人さへ現はれた。併し刑案中に名の現はれて居る五十九名の被告の中、悔悟自首背教した者は僅かに十五名、被獲後悔悟離教した者は十九名、残りの二十五名は所謂「始終執迷不悟、不知悔改」、遠く黒龍江に徒されて未開人の奴婢となつたり、或は死刑に處せられることをもいとはぬ者達であつたことを知るならば、支那天主教徒の信仰程度を以て、一概に皮相的、便宜的なものであるとなすことの謬りであることが明瞭となるで

あらう。多数の支那天主教徒の中には、又この西洋の教へに對して著しい熱意を示した者もかなり居たのであつて、そのことは西洋側の記録にだけ見えるのであれば、疑へば疑へるのであるけれども、單にこの慶保の奏稿に止まらず支那側の資料にいくらも出て來るのであるから、最早危疑を挾むことは出來ないのである。

さて張大鵬等に關する慶保の「摺」は嘉慶十九年十月十三日（西曆一八一四年十一月二十四日）京師に送られた。これはやがて同年の十二月二十六日（一八一五年二月四日）北京に到着し、皇帝は直ちに殊批を加へた後、刑部に廻されたが、刑部同案を裁決してこの由を具奏したので遂に刑罪確立し、翌二十年二月書類が貴陽に廻送されるに及んで斷罪されることとなり、二月十二日（一八一五年三月十二日）張大鵬の刑、即ち絞決が執行された。

最後にこの事件に關して注意すべきであると思は

れる二三の點を列記して置き度い。

一、女性信者の多いこと。十九年度の迫害に關聯して「奏稿」中に名が見える七十八名の全傳徒の中、女性は二十名であるから全體の四分の一強に當つて居る。一體支那に於いて女性に天主教を傳へると云ふことは頗る困難視されたものであつて、その原因をなしたものは實に男女の別の嚴守と云ふことであつた。キリスト教は元來男女を一堂に會集せしめて説教するのを習慣とするから、この支那古來よりの習俗は、はからずも同教布教の上に大困難を與へたのである。これは勿論西洋の宣教師が概して西洋そのまゝの布教方法を用ゐたところに謬りがあつたもので、彼等も經驗を積むと共に女性專問の教會堂を建てるとか、一會堂を眞中でしきつて男女が互に相手の顔を見得ないやうにするとかの手段を探り、次第にこの困難を克服して行つたけれども、このやり方については宣教師の間にも異論があり、さして効

果を上げることが出来ず、女性傳徒の數は男性のそれに比べて頗る僅少であつたのである。然るに慶保の手によつて攀獲された女性教徒は實に二十名の多數に上り、全體の四分の一強にあつたと云ふことは注目してよいのであつて、これは布教者が西洋人でなく支那人であつたと云ふ點に起因するものと思はれる。支那人が布教すれば支那人同志間の家庭の聯絡を利用してかなりの程度まで女性の信者を得ることが出来るのである。即ち先づ夫を信者たらしめてその妻に及ぼす方法や、自己の妻をして他家の女性に説かしめる方法を採用することが出来るのである。夫婦共に信者であるものゝ多いこと、及び布教者張大鵬及び康老五の妻が信者であることなどはこれらの方法が採られて居たことを示すものではあるまいか。しかもこれらの女性教徒の中あくまでも背教を肯んぜず邊境に流される者さへあつたことはその信仰の程度が必ずしも皮相的なものでなかつたこ

とを傳へるものでなければならぬ。

二、被獲者の中に小供が居ないこと。キリスト教は元來少年少女への傳教と云ふことを重視するから、常に教徒乃至は受洗者の中に多數の兒童を含むものであり、貴州にも多くの兒童教徒が居たと傳へられて居るにも拘らず、「摺」中には一人の兒童の名も上つて居ない。而してこの現象はこゝでは例證しないけれども、單に慶保の奏議にのみ見られる事實ではなく、天主教迫害に関する漢文史料一般を通じて、兒童を拿捕したと云ふやうな記事は殆ど見えて居らないのである。支那以外の諸國に於ける天主教迫害の歴史を見るに、敢えて少年少女に限らず幼兒さへ拿捕處刑された例を見ることが珍らしくない。然るに支那の天主教迫害史にこのことの出て來ないのは、支那天主教の特色を幾分か示して居るのではないかと思はれる。これは支那官憲が、天主教本來の行き方たる先づ子供にしつかりたゞきこんでそれ

から成人に及ぼすと云ふやう方に氣がつかなかつた
しめであらうが、結局は未だ天主教を以て甚だ怖る
べきものであるとする程の切迫した氣持を有して居
なかつたと云ふ點にあるものと考へられる。この點
日本の切支丹とは相違がある。

三、貴州傳道が支那人布教師の手によつて實際的
に行はれて居たと云ふこと。當時貴州の傳道は四川
司教區の仕事ではあつたけれども、四川省から西洋
宣教師が来る譯でもなく、傳道の一切は、あけて支那
人の手に委ねられて居たのである。支那人の布教師
が自ら教會を建て、信者を招き、説教に當り、教徒の
數も決して寡くはなかつた。かゝる現象は當時にあ
つては必ずしも貴州省にのみ限つた譯ではなく、最
近發見された多くの漢文史料によれば實に支那全國
に亘つて存在して居たのである。これは明末以來支
那に來入し、傳道宣教に百万奮闘した天主教宣教師
達の苦心が、あらゆる禁壓の下から漸くにして芽を

出し來り、福音の光が遙か僻村にまで滲透して來た
ことを示すものではあるまいか。勿論當時の支那天
主教の流布を過大視することは危険であるが、無視
することの出來ぬ程度にまで弘通して居たことは明
かであり、それらについては他日詳細に論ずるつも
りである。而して民衆の間に或る程度まで天主教が
擴つて居たと云ふことが、直接の關係はないとして
も道光朝に至つて洪秀全の太平天國の運動を生む一
つの機縁となつたものではあるまいか。

註

(1) a 註(5) 参照。

b 同右。

c 同右。

d 同右。

e 同右。

f Lannay 氏著書には Gan-lan とある。(Mission du

Kouy-Tcheou. p. 111)

g 「勾光科は顯占熬の手によつて政宗した。彼は顯の家で
働いて居たが、顯が祈禱をとらへるのを聴いて、それが何を

意味し、又何の役に立つものかと問うた。顧はこの間に對して、『地上の惡を去り、天上の福を得るものだ』と答へた。勾先科は更に詳しく知りたがつたので、顧は彼に經本を貸與した。併しこの知識慾は單に一時的なものに過ぎなかつた。間もなく彼はこの經本をほつたらかして、敢て省みようともしなかつた。然るところ彼は重病に陥り臥床するに至つたが、その時キリスト教の祈禱は消災に役立つものであると云ふ顧の言葉を思ひ出した。そこで會つて貰つて置いた十字架と聖像をとり出して家具の上に置き、その前に祈りながらぬかづいた。祈禱の効果はすぐに現れて病氣は快癒した。爾後彼は天主教の本義の研究に努め、規則正しく祈禱を行つた。彼の讀經を聽いて隣人たる王章・尹德富・韓潮桂・劉開位・余文學・王黃氏等が次々にやつて來て、何のために祈禱を行ふかと問うた。彼はこれらの人々に自己の體驗談を語り、習教を勧めた。隣人等はこれに従つた。彼は裁判官から改宗の原因、姓名、彼がすゝめて入教せしめた者達の數等のことを問はれた。彼は病氣が全快したこと、隣人に改宗を勧告したことを述べ、又次のやうに語つた。『私は經本を王章と尹德富に貸してそれを筆寫せしめた。韓潮桂及び文字を知らない他の者達には、祈禱の言葉を口授するに止めた』(Mission du Kouy-Tchou, p. 117)

h 貴州省に當時流布して居た經本は、いかなる種類のものであつたかはよく分らないが、その數の決して少くなかつたことは充分に想像される。而してこれらの經本は支那人の手によつて刊刻されたものであるか、それとも西洋人になつたものであるかは不明であるが、或は北京に於いて西洋人達が刊刻したものが流傳して貴州省に來つたものかと思はれる。と云ふのは、嘉慶十年四月十八日の左の上諭によつて知られる如く、京師に於いては西洋人によつて盛んに書籍が刊刻されて居たからである。

御史蔡維鈺奏、嚴禁西洋人刻書傳教一摺、京師設立西洋堂、原因推算天文、參用西法、凡西洋人等、情願來京學藝者、均得在堂棲止、乃各堂西洋人、每與內地民人往來講習、並有刊刻書籍、私自流傳之事、在該國習俗相沿、信奉天主教、伊等自行講論、立說成書、原所不禁、至內地刊刻書籍、私與民人傳習、向來本定有例禁、今奉行日久、來免憐弛、其中一二好事之徒、創其異說、妄思傳播、而愚民無知、往往易爲所惑、不可不申明舊例、以杜歧趨、嗣後著管理西洋堂務大臣、留心稽察、如有西洋人私刊書籍、即行查出銷燬、並隨時諭知在京之西洋人等、務當安分學藝、不得與內地民人往來交結、仍著提督衙門、五城、順天府、將坊肆私刊書籍一體查銷、但不得任聽胥役藉端滋擾、致干告展(仁宗實錄卷一四二)。

i この三名の中羅老と李正元は罪を悔いて官に到つたが、施馬豆はまだ逮捕されぬと奏片(乙)に見えて居る。

j この八名の者がいかなる刑に處せられたかは明かでない。

k 失察官吏の處分に關しては仁宗實錄^{四六}、嘉慶十六年七月壬辰^{日六}の條に次の如く見えて居る。

吏部・兵部奏、遵旨會議旗民人等傳習西洋教、失察之該管及地方文武各官處分、請將不行查拏之州縣官、降二級調用、該管上司、降一級留任、督撫罰俸九箇月、如西洋人在地方潛住、並無傳教情事、內地民人習教、並未轉傳者、不行查拏之州縣官、降一級調用、該管各上司罰俸一年、督撫罰俸六箇月、其僅止過境並未逗留、失察之州縣官降一級留任、該管各上司罰俸六箇月、督撫察議、如諱匿不報、照諱盜例革職、該管上司均照諱盜例分別議處、其武職旗員處、一律辦理、得旨。

1 この七名の者の刑も不明。

(α) Lannay 氏に從つて嘉慶朝以前の貴州天主教の梗概を述べて置く。一般に貴州省に於ける天主教傳道は外方傳道會の布教を以て始まると見るべきであらうが、勿論それ以前に於いても貴州省に天主教徒の居たことは疑ひを容れない。併し布教行政の上から貴州が法皇廳に認められたのは一六五九年(順治十六年)になつてからのことで、この年外

貴州天主教史に關する一史料

方傳道會 C François Pallu (De Moidrey, J. Le hierarchie catholique, Chine, Corée, Japon に略傳あり)は

法皇代理 (Vicaire apostolique) に任せられ、その管轄下に支那の數省を有つことが定められたが、貴州省もこの中に入つて居た。一六八〇年(康熙十九年) Pallu は Innocent 十一世より支那一部の傳道の總監 (Administrateur des aires) 並びに福建の法皇代理に任命され、貴州の監督をも委託されたが、彼は終世貴州に到らなかつた。併しながら當時貴州に天主教徒が居たと云ふ證據はあるのであつて、これは多分他省に行つて教へを受けたものか、或は又他省のものから間接に傳へたものであらう。一六九〇年(康熙二十九年) Alexandre 八世によつて北京及び南京司教區が創始されると、貴州省は後者の管轄内に入つた。その後支那の事情も漸く西洋に知れ、又支那天主教そのものも徐々に擴つて來たよめに、多數の省を一司教區に隸屬せしめることが不都合であると見え、一六九六年(康熙

三十五年)には貴州に獨立の法皇代理區が置かれ、一七〇一年同區初代の法皇代理として Charles Turoutin (漢名杜加祿 H. C. P. IIO) の任命を見た。彼が貴州に赴任してこの地に過したと云ふことは明かであるが、どの程度まで傳教の實を上げたかは知られて居ない。彼の在任中耶蘇會士 Louis Porquet (漢名卜文氣 Paster, L. Notices biogra-

phiques et bibliographiques, no 263) 及び Etienne-Joseph Le Conteur (漢名顧鐸譯 N. B. B. no 257) の兩名はこの地を訪れたことがある。一七〇六年彼は任地に死亡した。彼の後任は「典禮問題」で有名な Claude de Visdelou (漢名劉應 H. C. p. 110, N. B. B. no 174) である。Visdelou が貴州の法皇代理を拜命したのは一七〇八年一月のことであるが、彼は「典禮問題」に際し、耶穌會士としては珍らしく典禮否認の態度を堅持したため、支那當局より退去を迫られ、翌年澳門を出帆してポルティネーロに去った。その後ラザリヌム Jean Mullener (漢名穆天尺 H. C. p. 125) は一七二二年(康熙五十一年)貴州を旅行し、この地方に何ほ天主教徒の居たことを發見したと傳へられて居り、一七二五年(康熙五十四年)及び其の翌年には耶穌會士の Xavier-Ehrenbert Fridoli (漢名曹賈 N. B. B. no 274) と Jean-Baptiste Régis (漢名雷孝思 N. B. B. no 286) とが康熙帝より命ぜられた測地旅行の途次貴州省に來り、測量の傍ら布教にも従事したと見えて居る。他方 Visdelou はもはや支那再入の機を得る能ざることを知り、自己の聖職の遂行し得ざるを恐れて、貴州傳道の監督權を當時の四川の法皇代理であった Mullener に委譲した。Mullener は後其の職掌を Louis Marie Maggi (漢名陸文仁 H. C. p. 126) に譲り、Maggi は又はそれを

Jochim Engobert de Martilat (漢名馬 H. C. p. 126) に委ねた。この三名は、これも貴州の監督 (Administrateur) であつたが、彼等は共に四川の傳教を本務とし、貴州に住むことはなかつた。Martilat は一七四七年(乾隆十二年)支那を去るに臨み、澳門に於ける外方傳道會の代牧 (Procureur) Charles Maigrot (漢名閻當 H. C. p. 72) を雲南・四川・貴州の代理司教 (Procurator) に任じた。この人事は聖廳の容るところとなり、Maigrot は正式に四川の法皇代理を命ぜられたが、彼はこの勅書を受くるに先立つて死んだ。彼の後任には Pierre-Antoine-Etienne La Cerr (H. C. p. 127) 續つては Claude-François de Raymond (H. C. p. 127) が任命されたが、彼等は或は命を受くるに先立つて死亡したり、受くるを拒絶したりして貴州には何程の影響をも及ぼさなかつたのである。併し當時貴州には André Ly (李々) 及び Luc Ly (李々) の二名やうな支那人僧侶が居り、傳教に努めたと言はれて居る。以上述べて來た如く、多くの宣教師がこの時まで、に次々と貴州傳道の監督に當る任に就いたけれども、彼等の中 Turcochi を除いてはいづれもこの地に居住した譯ではない。又 Turcochi と雖もその傳道の効果はどの程度のものであつたか分らなうであるから、約言すれば十八世紀半は頃までの貴州傳道はさして振はなうものであつたとしてよ

のである。眞の貴州傳道は四川の代理司教 François Potier (漢名博四爺又は范益盛 H. C. p. 127) の來任を以て始む。Potier は來つて四川に住むや、直ちに隣省貴州の傳道に對して野望を懷き、一七五九年(乾隆二十四年)同省布教の旅の上り、四名の大人と六名の子供とに洗禮を施して歸つた。その後は貴州に到ることはなかつたが、貴州人の中には彼の名を聞いて四川まで教へを受けにやつて來る者多く、貴州傳道に對する彼の關心は衰へるところがなかつたと傳へられて居る。併し本々彼の正式の傳道受持區域は四川と雲南との二省であつたため、彼が貴州傳道を行ふことには若干の疑問が持たれて居たが、一七六二年(乾隆二十七年)彼は貴州傳道に關するあらゆる權能を法皇より許されたので、この疑問は解消した。翌年 Pierre-Jean Kervé (H. C. p. 127) は四川の法皇代理に任ぜられたが、彼はこれを拒絶した。かくて一七六七年(乾隆三十二年)彼に代つて Potier がこの任に就いた。翌々年 Potier は一人で四川・雲南・貴州三省を監督するの煩を免れるため、四川省東部と貴州省の直接管理を Georges Alary に委任し、自らはこれを指圖するに止めることとした。Alary は同年貴州に傳道旅行を行ひ、若干の成績を残したが、一七七三年(乾隆三十八年)彼は佛蘭西へ歸國した。この前年には貴州に天主教迫害が起り、教徒にして被害を蒙つた者が

貴州天主教史に關する一史料

少くなかつた。次いで Potier が Alary の後任に命じた Martin Moye は Benoit Sen (孫?) と云ふ支那人布教師と共に一七七四年(乾隆三十九年)貴州に旅行した。不幸にして彼等の潜入は當局者の知るところとなり、逮捕されて手ひどく扱はれた末釋放され、辛うじて四川まで歸つて來た。併し彼はこれに屈せず其後も三回互つて貴州に入り、他方又再三支那人布教師を同地に送つて傳道せしめ、着々成績を上げた。一七五七年 Thomas-Julien-Charles Hanel は四川省に來つたが、Potier より Moye を援助することを命ぜられ、單身貴州に赴き、この地に永く留つて布教に従事した。同年 Potier は西洋人が貴州に行つて傳道するには種々の障礙があるため、今後は専ら支那人布教師をして事に當らしめようと考へるに至り、かくて Benoit Sen の派遣を見たのである。Sen は數回は互つて貴州に入り、傳道大いに努め、多數人衆を改宗せしめたと言はれて居る。一七八二年(乾隆四十七年)には彼は貴州省の首都貴陽に到り、同地在住の天主教徒に甚大なる慰安を與へ、歸るに臨み、後事を貴州人僧 Hsiang (蔣?) に托した。一七八四年 Moye の後任者 Devaut が貴陽に來つたが、その様子はよく知られて居ない。兎に角彼はこの年の末に貴州を去つて四川に歸つたが、こゝで迫害に遭つて捕へられ、翌年北京の牢獄にあつて死んだ。彼の後を Gleys が襲つた

が赴任に及ばずして死し、前記の Hamel が新しく後任者となつて四川の東部及び貴州の傳道を司つた。併し貴州傳道は實際には依然として支那人 Tsang に委任されて居たのである。一七八九年(乾隆五十四年)貴州の監督は四川東部と共に Louis-Gabriel-Faurin Dufresse (漢名李多林又は徐德新 H. C. p. 128) に托されたが、彼は常に四川省に住して出でず、貴州省の傳道は Tsang が行つて居た。一七九二年 Potier 死し、Saint-Martin その位置を襲つたが、貴州傳道には何等の變化を及ぼさなかつた。東四川と貴州とは依然として Dufresse の管下にあつた。後

Tsang が老齡の故を以て貴州布教を辭退したため、Mathias Lo (羅?) なるものが代つて貴州傳道の實に當つた。

(3) Lannay, A. Mission du Kouy-Tcheou. Tome II. p. 128.

(4) 文中に言ふ貴陽の préfet Lou Sicche が誰であるかは不明である。Préfet とは知府を指すものと思はれるが、「貴陽府志」^{六卷}によれば、當時の知府は沈樂善なる者であつたと云ふことである。これでは一寸比定が困難である。外に當時の貴州の役人を探しても、Lou Sicche に當る者は發見出来ない。唯沈樂善の前任者で嘉慶十三年から同十四年まで貴陽の知府を勤めたときされて居る魯習之(Lu Hsi-

chi) の音が近いだけである。或ひは「貴陽府志」が沈樂善と魯習之との前後を謬つて記したのかも思はれる。sous-préfet Hou Te-ya が當時の貴筑縣知縣胡惠瑛であることには疑ひはない。Yang-na-niao が何處であるかは不明。併し貴陽郊外の廟であることは Lannay 氏によつて知られるところである。或は關慶廟かとも考へて見たが正確なことは分らない。

(5) 張大鵬即ち Joseph Tchang Ta-pong の傳記及び嘉慶朝に於ける貴州天主教の概略を、やはり Lannay 氏の著書に従つて記して置く。張大鵬は貴州省都勻府に生れ、兩親は勿論天主教徒ではなかつた。彼は若くして斷食會(Secte de Jeuneu)に入り、又道教にも歸依し、郷土人の間では評判がよかつた。四十歳の頃、いかなる動機であつたかは不明であるが、都勻を捨て、貴州省の首府貴陽に到り、この地で Ouang (王?) と云ふ胡商人の番頭となつた。王の一家ではその長男を科擧の試験を受けさせるために北京へ遊學せしめて居たが、彼は無事合格した。然るに彼は在京中天主教に歸依し、一七九六年(嘉慶元年)同地に於いて受洗して Xavier と云ふ教名を與へられた。間もなく彼は官途に就かずして貴陽に歸り、家業に従ひながら親戚や知友に教へを弘めた。かくて彼は父の番頭たる張大鵬をも改宗せんとし、大鵬に對して種々説くところがあつたが、更に福音

を完全に理解せしめんがために、教義書を貸與した。併し張大鵬が眞に天主教の本體を知り、これに歸依するやうになつたのは布教師 Laurent Hou (胡世祿) と交るに至つてからのことである。胡世祿に關して「摺」は「據供先於嘉慶五年、從已結之胡世祿分得西洋教經本、後胡世祿被獲、未將該犯供出」と傳へて居るが、彼の前半生に就いては西洋側にも別に傳へがないやうである。併し兎に角彼が一七九七年(嘉慶二年)註(2)に記した Mathias Lo より派遣されて Paul Ho (何々) と云ふ者と共に四川より貴州に來つたことは間違ひない。彼等は遠義府を経て貴陽に來り、Paul Ho のみはやがて重慶に歸つたが、胡世祿は貴陽に留り、同年中に多數の教徒を獲得した。この時の教徒の中に「摺」に名を見える顧占熬 (Kou Tchah-ro) 及び張大鵬が居たとされて居る。張大鵬が改宗するには二つの障礙があつた。その第一は彼が一人の妾を有して居たと云ふことであつた。天主教では勿論重婚を許さないから、彼が眞に歸依するならば、この妾を離縁する必要があつた。彼が妾を有して居た理由は正妻張陳氏に子供がなかつたためであるが、とかくする中に長子張德旺が生れ、愈々妾の必要がなくなつたので、遂に斷乎として離別した。第二の障礙は彼の二人の弟はいづれも貴陽府の役人であつたが、彼等は一族中から天主教徒を出すことは自分達の出世の害とな

貴州天主教史に關する一史料

るので、極力張大鵬をして改宗を思ひ止まらしめんと圖つたことであつた。これに對して大鵬は天主教こそはこの世に存する唯一の教へであると固執して譲らず、かくて彼の堅固な意志によつて障礙は共に除かれ、受洗への機は熟したのである。

胡世祿による貴州傳道がかくして次第に進展して來た時突如としてこの萌芽期にあつた教會に一斷崖が下された。一七九七年(嘉慶二年)九月、自分の甥が綱紀を壞亂する天主教徒であると云ふことを喜ばなかつた Krister Quang (王) の伯父の手引により、役人の一隊は來つて胡世祿の宿を襲ひ、彼以下六名の天主教徒を逮捕して引き上げた。烈しい笞打の後、世祿を除く五名の者は背教したので放免されたが、世祿は斷乎として背教の勸告を拒否したため、投獄された。彼は獄中であつて尙ほ同房者に天主教の教理を説いたと言はれて居るが、後取調べの結果彼が四川人であると云ふことが判明したので、同省へ護送されその途上釋放された。張大鵬は幸ひにもこの難を脱れたが、王の家に居ることは思はしくなかつたので、この家を去つて獨立し、兩替屋を開いた。一七九八年(嘉慶三年)の春彼は旅行して隆平に至り、同地の天主教徒と交歡した。この際 *M. J. B. Ho* (羅) 神甫は彼の洗禮志願を容れたと云ふ。

さて四川省に入つた胡世祿は重慶より四川傳道の中心地

貴州天主教史に関する一史料

である成都に到つたが、貴州傳道の念やみ難く、再び遵義府を経て貴陽に歸り、同地を中心として盛んに傳教を行つた。この頃の貴州傳道の状態を知るに足る Dutresee の報告が「外方傳道會文書」の中に残つて居る。今 Lannay 氏の著書よりそれを引用すれば、一七九九年十月頃の貴州教會の信徒數は左の如くである。

町名	貴陽より距離	懺悔者	禮志願者	成人受洗者	兒童受洗者	信徒總數
貴陽府	—	6	66	13	12	100
婺川縣	90	215	5	3	18	300
綏陽縣	42	—	3	7	5	16
遵義府	30	38	33	24	3	140
淸鎮縣	9	—	—	—	—	16
貴定縣	16	—	—	—	—	16
黔西州	14	—	—	—	—	3
都勻府	36	—	—	—	—	3
新城	60	—	—	—	—	5
合計	—	256	107	47	38	599

これを以てしても貴州傳道と云ふものがかなり盛んなもの

第二六卷 二八八

であつたことが知れよう。

嘉慶四・五年の頃、張大鵬は胡世祿及び顧占鰲の意見を容れ、曾老大等の助けを借りて、百八十兩を以て貴陽城外の周正散の家を買ひとり、この家を以て天主教布教の中心となすこととした。「摺」に「張大鵬先於嘉慶五年、從己結之胡世祿分得西洋教經本」とあるのは恐らくこのあたりの事情を言ふものであらう。兎に角彼は胡世祿の指導の下にこの頃受洗の準備を整へ、一八〇〇年(嘉慶五年) Mathias Jo の手により現在の貴陽の大聖堂が建つて居る位置にあつた小聖堂で洗禮を受け、Joseph と云ふ教名を得た。この受洗によつて彼の天主教への熱意は益々高まり、宣傳大いに努めて多數の同志を獲るに至つたと傳へられて居る。かくて大鵬が餘りにも天主教に熱心になつたので、彼の二弟は兄が大事を惹起しはしまいかと心配し、これを未然に防ぎ度いと考へて、役人達の集つた席上、談たま〜白蓮教の事に及ぶや、二弟は他の人々に天主教について語り、その恐るべきを説いた。ゆゑ、同年三月突如弁丁の一隊は胡世祿の住家を襲ひ、彼並びに多數教徒を逮捕して引上げた。恐らく弟達から豫め事を知らされたと思はれる張大鵬は獨り逃れて地方に行き、事の靜まるを待つて又貴陽に歸つて來た。

一八〇一年(嘉慶六年)四川の法皇代理なる Saint-Mar-tin 死し、その後を彼の共働者たりし Dutresee が襲ひ、四

川・貴州・雲南三省の傳道を司とることゝなつた。Dufresse は貴州傳道を監督するに當つて、その直接布教は全部支那人傳教師に委任した。即ち一八〇二年には貴州省を東北と西南との二區に分ち、前者の傳道を Jean Tang (唐) に、後者のそれを Mathias Lo (羅) に委任したのである。二區を合せて同年に於ける貴州省の全教徒数は六百名であつたとされて居る。

一方嘉慶五年（一八〇〇年）多數の信徒と共に逮捕された胡世祿は審問の結果絞罪と決し、他の罪人の中六名は邊境へ、四名は省内の他地への流刑を斷ぜられた。この由は直ちに皇帝に上奏され、刑案は受認されるに至つたが、胡世祿の處刑は實施されなかつた。即ち巡撫が帝の怒りをまねき京師に召還されたのがその原因であつた。帝はこの事に關し再び諭を下し、胡世祿の行爲は金錢を得るのが目的であつて、他の點には違法の趣きがないから絞罪に處するに及ばないと云ふ旨を傳へた。かくて胡世祿の絞刑は執行されず、無期懲役と定められたのである。「摺」には「先於嘉慶五年、從已結之胡世祿分得西洋教經本、從胡世祿被獲、未將該犯供出」とあるが、Lanney 氏に據れば胡世祿と張大鵬の關係は一七九七年（嘉慶二年）頃に始つて居ることは明かであるから、「摺」に張大鵬が嘉慶五年に胡世祿より西洋教の經本を分けて貰つたとあるのは、大鵬が嘉慶五年に始

貴州天主教史に關する一史料

めて天主教のことを知つたと見るべきでないことが分る。右「摺」の記事は、嘉慶二年頃から胡世祿と交つて天主教の眞髓に接して居た張大鵬が嘉慶五年に至つて始めて胡世祿より經本を與へられたと見るべきであらう。而して胡世祿は同年逮捕された譯である。「摺」に「嘉慶五年間、胡世祿被獲問罪」と見えて居るのがそれを語る記事である。

一八〇四年（嘉慶九年）貴州で新しく獲られた洗禮志願者数は九十三名、成人受洗者数は二十七名、これを貴陽だけで見れば洗禮志願者四十一名、成人受洗者七名である。翌一八〇五年には貴州全體で洗禮志願者百十九名、成人受洗者五十九名、兒童受洗者百四名、貴陽のみでは洗禮志願者八十四名、成人受洗者三十九名、兒童受洗者百五十五名があつた。同年 Mathias Lo (羅) は老齡のため西北貴州傳道監督を辭退したため、こゝに貴州全域の監督は支那人 Jean Tang (唐) に委囑された。一八〇六年（嘉慶十一年）唐が獲た成人受洗者は八十六名、兒童受洗者は二百名、洗禮志願者は六十四名であり、翌七年には九十六名の成人受洗者、百二名の兒童受洗者、九十一名の洗禮志願者が見出された。一八〇七年（嘉慶十二年）には貴陽に一寸しの迫害が起つたが、全體から見れば大した影響はなく、翌八年には貴州全體で百四十四名の洗禮志願者、九十九名の成人受洗者を、貴陽だけで見れば百四名の洗禮志願者、四十八名の成人受洗

者、百八十二名の懺悔者を出し、この年貴州傳道は一飛躍を遂げたとある。

きて嘉慶五年の迫害に際して地方に逃れた張大鵬が再び貴陽に歸つて來たことは先に述べた通りであるが、彼の歸來によつて貴陽の傳道は大いに活氣づき、多くの入教者を見るに至つたとされて居るが、前述の各年度の貴陽に於ける入教者數と云ふものは主として彼の活躍によつて獲られたものであらう。この間彼によつて天主教に歸依した者の中には最初より同教に對して益んに敵意を見て居た大鵬の妻張陳氏があり、又彼の息徳旺も奉教するに至つたと傳へられて居る。彼はこの頃貴陽の孤老院を屢々訪問し、孤兒や老人に教義を説き、人々より尊ばれたが、院長が彼の噂をきいて接見を求めたのに對し、これをあやしんで又貴陽を去り、興義府に赴いて暫く同地に留つた。其後時期を見て貴陽に歸つて來たが、一八〇八年（嘉慶十三年）唐神甫は貴陽の信徒達に信仰の中心を興へるため一聖堂を同地に建て、大鵬を以てこの布教師たらしめた。彼は大いに喜んでこの職務に當り、説教宣傳に努めて三年間立派にやり通した。然るに一八一一年（嘉慶十六年）に至つて迫害の嵐はこの教會を突如として襲つたのである。張大鵬が小聖堂の牧師となり、傳教に當つたと云ふ西洋側の傳へを裏書する「摺」の文字は「嘉慶十六年、復與已故之曾老、並被獲巴

結之顯占、周正教等、設堂誦經、該犯爲其講解」と云ふ條であるが、これによれば嘉慶十六年中に張大鵬が顯占等と共に設堂したやうに思はれる。併し聖堂の設立が嘉慶十三年であるとする西洋側の傳へには謬りがないやうであるから、「摺」の嘉慶十六年と云ふ文字は正しくなく、十六年に迫害が行はれたゆゑに、その年次を以て設堂の年次としてしまつたものであらう。

(6) 仁宗睿皇帝實錄卷二五三。

(7) 仁宗睿皇帝實錄卷二五四。

(8) 「私廉老五は現在六十六歳にして貴筑縣に住し、親兄弟並びに子なく、唯妻熊氏があるのみである。職業は雜貨商である。本年六月私は病に陥つたが、その時先祖より傳はつて居る刊刻の經本を發見した。一月内の祈禱の後病氣は全快した。かくて私は妻と共に祈禱するやう勸告し、更に二人の甥と呂欄才とを改宗せしめた。捕へられたる今日、私の改宗せしめた者は唯この四名なることを誓言する。私は單獨で教への道に入つたもので、張大鵬より習得したものではない。私は金錢をもうけたこともないし、教へに反するやうなこともしたことがない。經本は祖先より傳へられたものである。私は教へを信じ、背教するつもりはない」

Mission de Kouy-Tcheou, Tome I, p. 94.

(9) Lannay, Mission de Kouy-Tcheou, Tome I, p. 122.

- (10) 仁宗睿皇帝實錄卷二四三。
- (11) 仁宗睿皇帝實錄卷二六九。
- (12) この摺は嘉慶十六年五月二十五日付である。
- (13) これらのことは別稿で詳説するつもり。
- (14) Lannay, *Mission de Kony-Tcheou*. Tome I, p. 122. 尙ほ張大鵬は一八七八年五月十三日付の法皇 Leon 十三世の詔勅によつて Vénérable なる稱を受けた。
- (15) 支那天主教傳道史上に於いて女性の改宗がいかに困難であつたかについては拙稿「支那天主教と女性の問題」(歴史學研究第六卷第十一號)参照。